

第4回 安全・安心に暮らせる地域づくり ～消費者トラブルの未然防止や救済に向けた取り組み～

## 新たな手口の悪質商法が増えています。迷ったらすぐ相談!

突然、商品が送り付けられたり、心当たりがない代金を請求されたりするなどの消費者問題は、私たちの誰にでも起こり得ることです。新たな手口が増える中、消費者問題から身を守るには、どうすれば良いのでしょうか。

### ●消費生活相談の状況

消費生活センターや相談窓口では、商品を購入する際の契約で問題が発生した場合などに、相談に乗り、その解決方法などを助言しています。

相談件数は減少する一方で、高齢者の契約に係る相談は増加しています。

25年度は、県で受付けた契約当事者が60歳以上の相談割合は約25%を占めました。

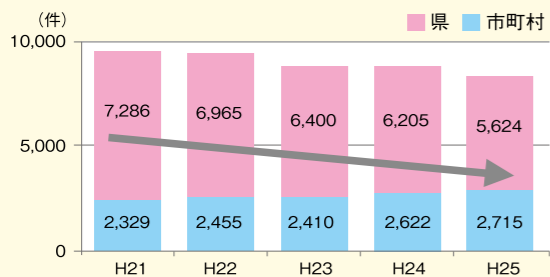
### ●県が受け付けた相談内容 トップ3

第1位は「デジタルコンテンツ」。(アダルト情報サイト等の登録料、オンラインゲームの課金請求の相談など)

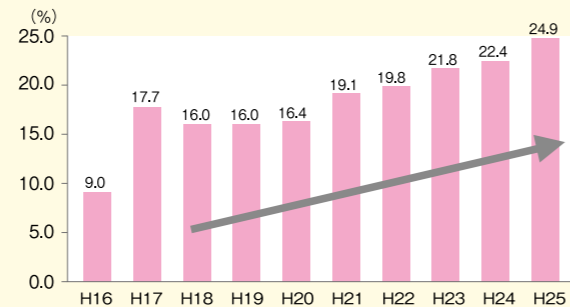
第2位は「サラ金・フリーローン」。

第3位は「賃貸アパート・マンション」。(退去時の原状回復に関する相談など)

■ 県又は市町村消費生活センター(相談窓口を含む)に寄せられた年度別消費生活相談件数の推移



■ 契約当事者が60歳以上の相談割合の推移 (%)



### ●「迷ったときはまず相談」 ～消費生活相談窓口の充実強化～

県では市町村と連携し、消費者トラブルの未然防止や被害拡大防止を図るため、消費生活センターや相談窓口の充実強化に取り組んでいます。

平成26年度末には、すべての市町村に消費生活相談窓口が設置され、身近な場所で相談できる体制が整備されました。

悪質商法は本当に手が込んでいます。少しでも心配なことがあれば、最寄りの消費生活センター及び相談窓口にご相談することが大切です。

近くの消費生活センター等を案内します

消費者ホットライン

嫌(いや)や! 泣き寝入り

**188番**  
(局番なしの)

お問い合わせ | 県消費・くらし安全課 電話: 098-866-2187

広告



# 所有者不明土地とは



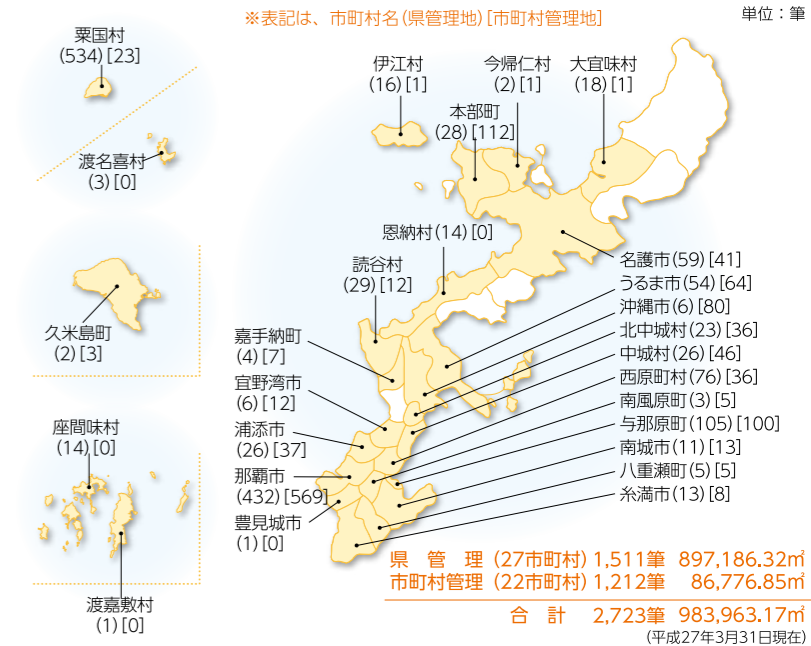
沖縄では、去った大戦により、沖縄本島とその周辺離島において、土地の所有関係を公証する登記簿や公図類が焼かれ、消失してしまいました。

戦後、米軍政府により土地所有権の認定作業が行われましたが、何らかの事情により期限までに所有権申請がなされなかった土地や土地所有権の登記手続きがなされなかった土地などが「所有者不明土地」となっています。

また、復帰前の土地調査により新たに判明した土地で、所有者からの申し出がなかった土地も所有者不明土地として取り扱われました。

今も沖縄県内には2,723筆、面積で983,963.17㎡(沖縄セルラースタジアム那覇約38個分)の所有者不明土地が存在しており、これらの土地は、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第62条に基づいて、「当分の間」沖縄県及び所在市町村が管理することになっています。

## 所有者不明土地市町村分布図



## 所有者不明土地実態調査について

平成24年3月に「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」が一部改正され、同年4月より国からの委託(全額国庫負担)による所有者不明土地実態調査が開始されました。

この実態調査は、所有者不明土地の現況を把握するための測量と、真の所有者を探すための、隣接地主、地域の古老・地元精通者への意見聴取や、新聞への広告掲載、県外県人会への広報活動などを行うものです。



「所有者不明土地」であることを知らせる看板



## 所有者不明土地問題の解決に向けて

所有者不明土地は、県民の貴重な財産として将来の沖縄のために有効活用を図る必要がありますが、現在の法制度では県や所在市町村は管理者としての権限しかなく、対応できない問題も出てきています。

所有者不明土地問題については、国が責任を持って解決すべき戦後処理問題の一つであると考えています。そのため、県では市町村と連携し、新たな法律の制定など抜本的解決策を講ずるよう、引き続き国に対し求めていきます。

お問い合わせ | 県管財課 電話: 098-866-2106 FAX: 098-866-0246

